⑵　地方一般財源の充実強化

地方に求められる役割がますます増大する一方で、経済成長が低水準にとどまっていることによる地方税及び国税の伸び悩みから、地方財政は、近年、巨額の財源不足が続いている。地方の借入金残高は約200兆円と高水準で推移しており、特に近年増加傾向にある臨時財政対策債の抑制が、最大の課題となっている。歳入決算額に占める地方税の割合は、ピーク時の44％（平成19年度決算）から、34％(平成23年度決算)まで下がっている。

このような極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域からの経済成長を促進するためには、地方財政がその役割を発揮できるよう、地方一般財源の充実強化が必要である。

2　住民生活の安心の確保

⑴　地方が担う社会保障の充実

住民が安心して生活を送るためには、社会保障による多様なセーフティネット、つまり必要なときに必要な現物サービス（対人社会サービス）を受けられることが重要である。

社会保障のうち、年金を除く医療､介護、子育て、障害者福祉、雇用などの多くは現物サービスであり、住民に身近な地方自治体を通じて国民に提供されている。このことから、地方自治体が果たす役割はますます増大するものとなる。

また、地方自治体は、現物サービスの提供に際し、国の制度を運用するとともに、それでは対応しきれない様々なニーズについて、地方単独事業によりきめ細かく対応している。このように、全国レベルのセーフティネットである国の制度と、地域の実情等に応じたきめ細かなセーフティネットである地方単独事業の、２つのセーフティネットが組み合わさることによって、社会保障制度全体が充実強化したものとなっていく。

住民生活の安心の確保のためには、地方自治体が地域の実情に応じた現物サービスの提供ができるよう、その安定的な財源の確保とともに、国の制度についての義務付け・枠付けの見直しが必要である。

⑵　地方財源の確保と地域の実情に応じたサービス提供

地方の社会保障給付の財源については、地方消費税の充実及び消費税の交付税法定率分の充実に係る法律が成立し、強化されることとなっている。しかし、地方の社会保障給付の費用のすべてを賄うものではない[2]。引き続き、自然増を含む社会保障給付の費用増に対応するため、税源の偏在が小さく、税収が安定的な地方税制度を構築するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保する必要がある。

地方自治体は、住民に現物サービスを提供する際、社会保障４経費（年金、医療、介護、少子化対策）の分野だけではなく、障害者福祉、生活保護、雇用などを総合的に提供している。このため、例えば、地域包括ケアシステム[3]の構築は、今後重要になってくる。住民に身近な市町村が中心となり、地域の医療機関、介護サービス事業者等と連携し、地域の実情に応じた適切なサービスを提供することができるようにすべきである。

今後も、少子高齢化が進行することが見込まれることから、国民健康保険、介護保険などの様々なセーフティネットについて、受益と負担の均衡がとれた持続可能な制度を確立することとされている[4]。その際には､これらの制度の運営責任を有する、地方の意見を十分に踏まえることが必要である。

さらに、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むこととされている[5]。その際には、地方の実情を踏まえつつ、生活困窮者の自立等を促進するよう、地方が生活支援から就労支援まで、一体的に実施できる仕組みを構築することが必要である。

⑶　社会保障・税番号制度

社会保障と税に関わる番号制度は、社会保障制度や税制を一体的に捉え、社会保障給付の効率性・透明性・公平性を高めるための重要な基盤となるものである。政府は番号法案（仮称）及び関係法案の提出を予定している。番号制度が所期の目的を達成するよう、住民に関する各種の情報を有する地方自治体の意見を踏まえ、意義のある制度の実現に向けて、更に検討を進めていくことが必要である。

3　東日本大震災からの復興

⑴　復興の加速

東日本大震災は、地震、津波と原子力発電所事故の複合により、極めて広範囲な地域に甚大な被害をもたらした。震災発生後２年弱が経過したが、未だに復旧・復興は道半ばであり、さらに加速させる必要がある。

被災地はそれぞれ生活様式や文化、産業が多様であることや、原子力発電所事故との複合災害であることを考えれば、復旧・復興は、それぞれの地域の個性や被害状況に応じた方法で行われなければならない。このため、国は、地方自治体が多様かつ膨大な復旧・復興ニーズに的確に対応できるように、財源を確保すべきである。特に、復興交付金については、使い勝手のよい自由度の高い交付金という当初の趣旨に立ち戻り、被災地の多様なニーズに柔軟に対応できるようにすべきである。

東日本大震災の被災地域には規模が小さく、財政力が弱い市町村が多い。すでに、従来の国費措置を大幅に拡充した上で、事業実施状況に応じて、地方負担分の全額を措置する震災復興特別交付税が設けられ、被災自治体支援に貢献している。復興予算のフレーム[6]の見直しが進んでいるが、平成27年度末までの集中復興期間においては、地方の復旧・復興事業費及び財源について、別枠で確実に確保するとともに、震災復興特別交付税を継続する必要がある。

被災自治体には、全国の地方自治体や国から、職員の応援、中長期的な派遣が行われている。しかし、復旧・復興ニーズは多様かつ膨大で、被災自治体におけるマンパワーの不足が大きな課題となっている。国は、被災自治体以外の地方自治体等関係団体にさらなる応援・派遣を要請し、所要の財政措置を講じるべきである。全国の地方自治体に対しては、職員数の減少を伴う厳しい定員管理を実施している中ではあるが、最大限の協力・連携を求めたい。

さらに、原子力発電所事故等により、県内外への避難者が15.7万人(平成24年11月)に上っている福島の再生は、わが国の最重要課題である。避難者の帰還支援、町外コミュニティにおける生活基盤対策などの復旧・復興については、国費により国主導の十分な措置を講じるべきである。

⑵　東日本大震災の教訓を踏まえた対応

わが国は様々な災害が発生しやすく、南海トラフ巨大地震、首都直下地震など、大規模な災害の発生が予測されている。これらに対する備えは喫緊の課題である。地方自治体が住民の命を守るため、事前防災・減災対策を強化する必要がある。

特に、多くの公共施設が更新期を迎えつつあることから、老朽化対策としての予防保全、更新に伴う公共施設の配置の効率化などについての対処方針を、検討する必要がある。

現在、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策法制の見直しが進められている。その一環として、平成24年６月に大規模広域な災害に対応する即応力の強化などを内容とする、災害対策基本法の一部改正が成立した。今後、被災者支援の充実、復興の枠組みの整備などの全体にわたる見直しにあたっては、地方の意見を十分に踏まえる必要がある。法律事項である各種特例措置の一般制度化や、告示事項である災害救助法の救助基準の改定など、災害発生時に被災自治体が災害対策に専念できるような、使い勝手のよい制度にすべきである。

4　地方の自主性を高めるための地方分権の推進

これまで、当面の政策課題について、今後目指すべき地方財政の方向を述べた。いずれの課題についても、地方自治体が、地域の実情に応じ､自らの責任で自ら決定できるよう、自由度の高い地方財源を充実し、義務付け・枠付けを見直していく必要性が確認された。すなわち、これまでも繰り返し当審議会が意見してきたとおり、地方分権をさらに推進することが必要である。このためには、以下の⑴から⑸までの各分野について、次のような方向で改革を進めるべきである。なお、地方税制については、平成24年10月22日の意見のとおり、地方分権推進のための改革を進める必要がある。